

**平成23年金融商品取引法等改正
(1年以内施行)に係る政令・内閣府令案等の概要**

**平成23年11月
金融庁総務企画局**

目次

I. 多様で円滑な資金供給の実現

1. ライツ・オファリングに係る制度整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 銀行・保険会社等金融機関本体によるファイナンス・リースの活用 of 解禁・・・・・・・・4
3. 発行登録における発行条件決定時の発行登録追補目論見書交付義務の免除・・・・・・・・5

II. 国民資産を有効活用できる資産運用機会の提供

1. プロ等に限定した投資運用業の規制緩和・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
2. 英文開示の範囲拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

III. その他

1. 適格機関投資家等特例業務(届出制)に係る届出事項等の追加・・・・・・・・・・・・・・・・8
2. 株式等のブロックトレードの円滑化・学校法人向けシンジケートローンの金商法の適用除外・・・・・・・・9

ライツ・オファリングに係る制度整備(1)(開示書類関係)

開示規制等の整備

背景

ライツ・オファリングに係る開示書類の負担の指摘がある中、開示書類の手続きの弾力化を図るとともに、投資者へ必要な情報を提供する。

改正の概要

- ①目論見書の作成・交付義務の免除
- ②訂正届出書の取扱いの見直し
- ③コミットメントを行う証券会社の情報の開示

効果

- ・ライツ・オファリングに係る期間の短縮、コスト負担軽減
- ・投資者(既存株主)が的確な判断を行うために必要な情報の提供

内閣府令案等のポイント

①株主全員に対する目論見書の作成・交付義務免除の要件として日刊新聞紙に掲載する事項

- (i) 有価証券届出書の提出日
- (ii) EDINETのウェブページのアドレス
- (iii) 発行者の連絡先

②継続開示書類が提出された場合の訂正届出書の要否

有価証券届出書の効力発生後に継続開示書類が提出される場合でも、あらかじめ有価証券届出書に当該継続開示書類の提出等の時期が記載されている場合、訂正届出書の提出は不要

③有価証券届出書にコミットメントを行う引受証券会社による引受けの内容等の記載

コミットメント型ライツ・オファリングの場合、有価証券届出書の「新株予約権証券の引受け」欄に以下の情報を記載

○コミットメントの内容

- 引受けの態様
- 引受証券会社が発行会社から新株予約権証券を取得する際の対価の金額等

○コミットメントを行う引受証券会社の株券等保有状況

- 引受証券会社がコミットメントの対象となる新株予約権の全てを取得することになったと仮定した場合に、株券等保有割合が5%を超えるとき、当該株券等保有割合を記載

ライツ・オファリングに係る制度整備(2)(公開買付規制・大量保有報告規制関係)

開示規制等の整備

内閣府令案の
ポイント

背景

ライツ・オファリングが行われた場合の株券等所有(保有)割合の変動の特性を踏まえた公開買付規制・大量保有報告規制の適用が必要

改正の概要

- ①新株予約権無償割当てが行われた場合の株券等所有(保有)割合の調整
- ②引受証券会社の株券等所有(保有)割合の調整
- ③特別関係者への自己新株予約権の譲渡に対する公開買付規制の適用

効果

ライツ・オファリングの利用の円滑化を図ると共に、投資者保護の観点から適正な規制の適用を図る。

①新株予約権の行使時の公開買付規制・大量保有報告規制の適用

一定期間経過後、発行されたすべての新株予約権が行使されることが確保されている新株予約権については、その割当て時ではなく行使時に公開買付規制・大量保有報告規制を適用

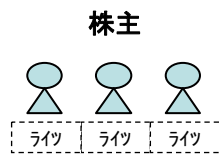
②引受証券会社が未行使分の新株予約権を取得する際の株券等所有(保有)割合の調整

引受証券会社が引受け業として取得した株式等を売却する期間を考慮し、新株予約権の取得日から下記の期間は株券等所有(保有)割合から除外
 株券等所有割合(公開買付規制) : 60日
 株券等保有割合(大量保有報告規制) : 5営業日

③特別関係者へ自己新株予約権等を譲渡する場合の公開買付規制の適用

発行会社とその形式的特別関係者等のグループ内の者へ新株予約権等を譲渡する場合、公開買付規制を適用

①新株予約権無償割当て

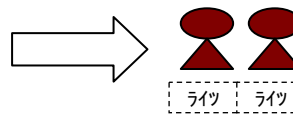


②未行使新株予約権の取得



③形式的特別関係者への譲渡

特別関係者



発行会社

※この他、②に関連して、引受証券会社が売出しにより未行使分の新株予約権(株券)を売却する際の大量保有報告書の記載内容について整理。

ライツ・オファリングに係る制度整備(3)(インサイダー取引規制・証券会社に対する規制関係)

インサイダー取引規制の整備

背景

ライツ・オファリングの特性を踏まえたインサイダー取引規制の整備が必要

改正の概要

- ① ライツ・オファリングに係るインサイダー取引規制の軽微基準を整備
- ② 発行会社が重要事実を知る前に決定した計画に基づき新株予約権の売買等を行う場合について、インサイダー取引規制を適用除外

内閣府令案の
ポイント

ライツ・オファリングに係る軽微基準を整備

以下の要件を満たす新株予約権無償割当てを軽微基準として規定

- ✓ 新株予約権の行使時の払込金額の総額が1億円未満と見込まれること(株式の募集に係る軽微基準と同等)、かつ、
- ✓ 1株に対し割り当てる新株予約権の目的である株式の数の割合が0.1未満であること(株式無償割当てに係る軽微基準と同等)

発行会社による恣意性のない新株予約権の取得・売却についてインサイダー取引規制を適用除外

発行会社が、重要事実を知る前に決定した計画・期日等に基づいて以下の行為を行う場合について、インサイダー取引規制を適用除外

- 未行使分の新株予約権を取得条項により取得
- 取得した新株予約権を引受証券会社に売却

証券会社に対する規制の整備

背景

ライツ・オファリングにおいてコミットメントを行う証券会社が、自らが取得・行使する新株予約権の数量を減らすため、不当に権利行使を誘引する可能性に対応する必要

改正の概要

コミットメントを行う証券会社の「新株予約権の行使を働きかける行為」について行為規制を整備

内閣府令案の
ポイント

新株予約権の行使の勧誘に係る規制

コミットメントを行う証券会社による新株予約権の行使勧誘について、以下の行為規制を適用

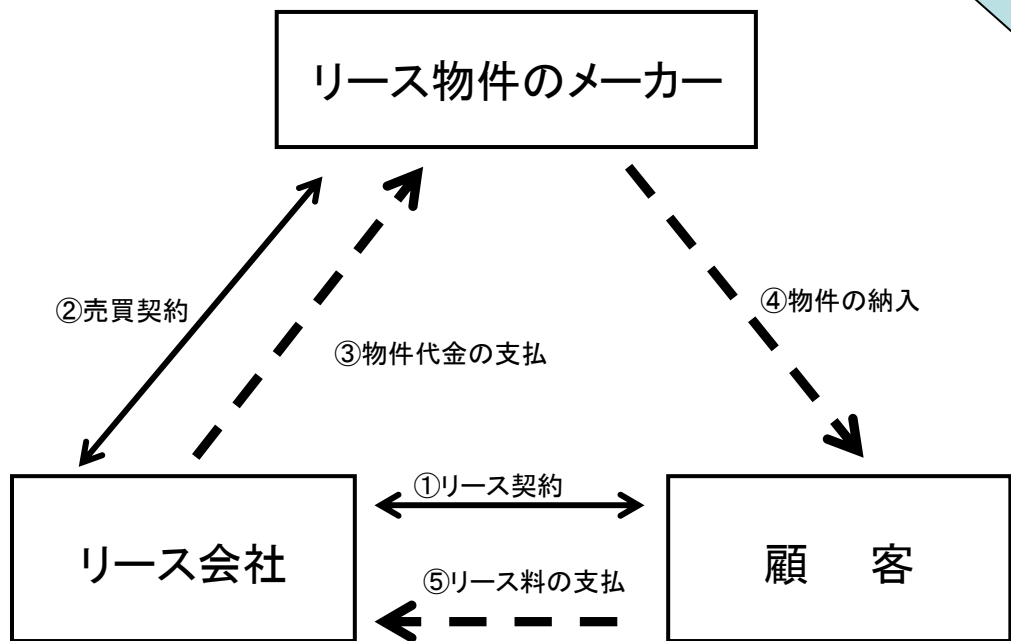
- 虚偽告知の禁止
- 断定的判断の提供の禁止

銀行・保険会社等金融機関本体によるファイナンス・リースの活用の解禁

ファイナンス・リース取引の流れ

ファイナンス・リースは、

- ①中途解約禁止
 - ②物件価格と付随費用をリース料で全額回収（フルペイアウト）
- の2つの要件※を満たすリース取引



※今回金融機関が取扱うことが可能となるのは、リース契約終了後に顧客に所有権が移転しない内容の契約のみ

今回の改正内容

金融機関※1本体がファイナンス・リースを提供※2することを可能にする（代理・媒介含む）

内閣府令案の
ポイント

ファイナンス・リースの要件

- ①中途解約禁止に準ずるもの
 - ・中途解約をする場合に、未経過期間に係るリース料相当額をおおむね全部支払うこと。
- ②付随費用
 - ・保険料、固定資産税のほか、利子・手数料（リース物件の維持・管理費用等）とする。

大口信用供与等規制※3

- ・金融機関グループが行うファイナンス・リースを大口信用供与等規制の対象とする。

※1金融機関：銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、系統、保険会社

※2信用金庫、信用組合、労働金庫、系統は、原則、取引の対象を会員等に限定

※3貸出金等の信用の供与の集中を排除するため、金融機関・グループの債務者等（単体・グループ）に対する信用の供与の額を金融機関・グループの自己資本に対する一定割合以下に制限する規制

発行登録における発行条件決定時の発行登録追補目論見書交付義務の免除

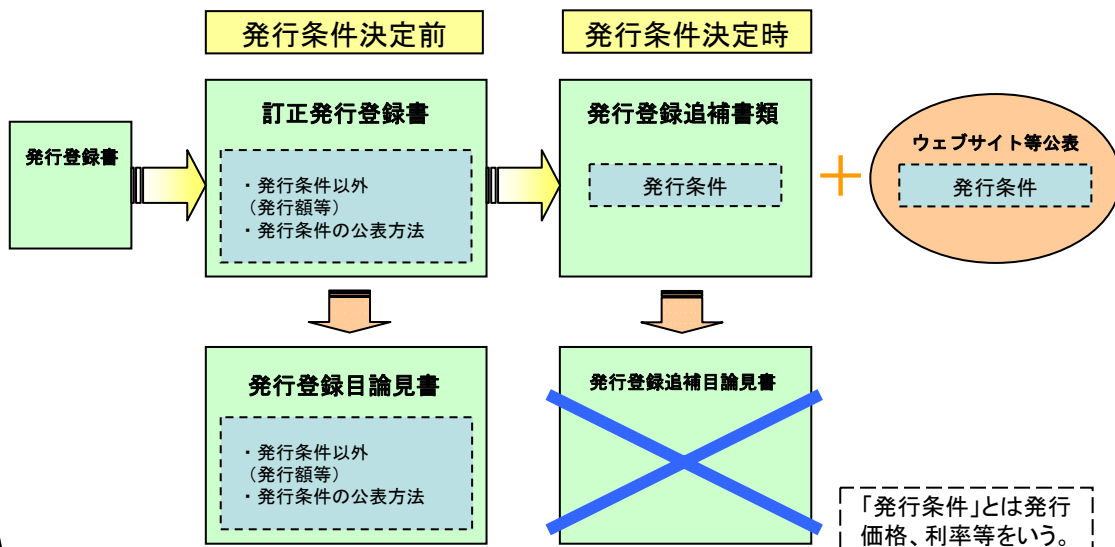
発行登録追補目論見書交付義務の免除

背景・効果

発行条件を記載した発行登録追補目論見書の交付が間に合わなかったことによる投資者の投資機会の喪失を回避

改正の概要

- ①「発行条件の公表方法(ウェブサイト等公表)」を訂正発行登録書等に記載、
- ②「発行条件」がその公表方法により公表された場合
⇒ 発行登録追補目論見書の交付は不要



※ 有価証券届出書には同様の措置が存在

内閣府令案の ポイント

訂正発行登録書等に記載する「発行条件の内容」

発行条件の内容は有価証券ごとに規定

〈株券の場合〉

- ・発行価格、資本組入額、申込証拠金、引受人等

〈社債券の場合〉

- ・発行価格、利率、申込証拠金、引受人、社債管理者等

※訂正届出書に係る訂正目論見書の交付義務の免除における「発行条件の内容」と同様

訂正発行登録書等に記載する発行条件の「公表方法」

発行条件の公表方法は次のいずれか

- ・2以上の日刊新聞紙に掲載

- ・1の日刊新聞紙に掲載し、発行者又は販売証券会社のウェブサイトに掲載

- ・発行者及び販売証券会社のウェブサイトに掲載(投資者が閲覧した旨等を電話等により要確認)

※訂正届出書に係る訂正目論見書の交付義務の免除における「公表方法」と同様

プロ等に限定した投資運用業の規制緩和

適格投資家向け投資運用業の創設

背景

現行の投資運用業者に係る規制

- 運用: 厳格な登録要件
- 販売勧誘: 原則、第一種金融商品取引業の登録が必要
⇒投資運用業の立上げの制約

改正の概要

顧客がプロ等に限定された一定規模以下の投資運用業(適格投資家向け投資運用業)について

- ①登録要件を一部緩和
- ②当該業者が運用するファンド持分の販売勧誘についても登録要件の特例を整備

政令・内閣府令案の
ポイント

プロ等(適格投資家)の範囲

- ①特定投資家に準ずる者
有価証券等の金融資産保有額が一定以上の者
 - ・保有額が3億円以上の法人又は個人
 - ・保有額が100億円以上の年金基金 等
- ②業者と密接な関係を有する者
当該運用業者の役職員、親会社等

一定規模以下

- ・運用財産の総額
⇒200億円以下

登録要件の一部緩和

- ・最低資本金等要件
5,000万円以上→1,000万円以上

その他

- ・転売制限(取得した持分の一般投資家への譲渡禁止)等の潜脱防止措置に係る規定を整備 等

英文開示の範囲拡大

発行開示書類等による英文開示

背景・効果

外国会社が上場しやすい環境を整備し、投資者の投資機会を拡大

改正の概要

有価証券報告書、四半期報告書等に加え、

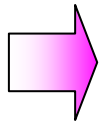
- ①有価証券届出書の英文開示(外国会社届出書の提出)が可能に
- ②臨時報告書の英文開示(外国会社臨時報告書の提出)が可能に

有価証券届出書の英文開示

有価証券届出書

証券情報
日本語

発行者情報
日本語



外国会社届出書

証券情報
日本語

発行者情報
英語
(+補足書類)

内閣府令案のポイント

外国会社届出書の補足書類の記載内容

外国会社届出書に添付する補足書類の内容を規定

- ・発行者情報のうち「主要な経営指標等の推移」、「事業の内容」及び「リスク情報」の日本語による要約
- ・外国の開示書類に記載がない事項の日本語又は英語による記載
- ・その他外国会社が必要かつ適当と認める発行者情報の日本語による要約
- ・有価証券届出書との対照表

組込・参照方式における外国会社報告書の利用

組込方式・参照方式の有価証券届出書及び発行登録書における参照書類に以下の継続開示書類を追加

- ・外国会社報告書
- ・外国会社四半期報告書
- ・外国会社半期報告書
- ・外国会社臨時報告書

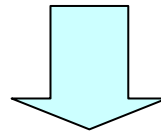
外国会社臨時報告書の記載内容

「提出理由」については日本語、具体的な「報告内容」については英語による記載を可能とする

適格機関投資家等特例業務(届出制)に係る届出事項等の追加

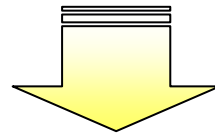
現行制度

適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）を行う業者は、
①適格機関投資家1名以上、②それ以外の者49名以下を相手とすることなどを要件に、
登録なしに届出のみで業務（組合ファンドの運用・持分の販売）を行うことが可能



背景

近時、適格機関投資家1名以上の要件を満たさない届出業者のファンドで投資者被害が発生
（実体のない法人等において届出が提出される事例も）



内閣府令案の
ポイント

- 届出事項の拡充
特例業務要件を満たしているかどうかの把握が行えるよう、適格機関投資家の名称等を届出
- 添付書類の追加
届出者の実体を確認するため、届出者の本人確認資料（登記簿謄本等）を届出書に添付

※ 適格機関投資家とは、銀行・証券会社等、有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者をいう。

株式等のブロックトレードの円滑化・学校法人向けシンジケートローンの金商法の適用除外

株式等のブロックトレードの円滑化

【金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン(平成22年12月24日公表)関連】

背景

大口株主等が保有株式を売却する際に利用するブロックトレードにおいて、証券会社が仲介のために行う5%以上の買付けが、インサイダー取引規制の対象となる「買集め行為」に形式的に該当するため、円滑な取引に支障が生じているとの指摘。

※「買集め行為」に該当すると当該事実が未公表の間は売買ができない。

改正の概要

証券会社による仲介のための買付けは、会社の支配等を目的とするもの(=買集め)ではないため、インサイダー取引規制を適用除外に

内閣府令案のポイント

証券会社による仲介のための買付けをインサイダー取引規制の適用対象から除外

- ① 証券会社が仲介のために行う5%以上の買付けを、インサイダー取引規制の対象となる「買集め行為」から除外
- ② 但し、仲介目的であることを担保し、転売できないリスクがあることを周知するため、証券会社に以下を義務付け
 - ・ 仲介目的の買付けであることを売主と約すること
 - ・ 買付け後直ちに、仲介目的の買付けを行ったことを公表すること

学校法人向けシンジケートローンの金商法の適用除外

【「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(平成23年4月8日閣議決定)関連】

背景

銀行等が行うシンジケートローン(協調融資)は基本的に金商法の規制対象外であるが、一定の学校貸付債権が金商法の規制対象(みなし有価証券)となっているため、学校法人向けシンジケートローンについても金商法の規制対象となっている。

改正の概要

銀行等が行う学校法人向けシンジケートローンを金商法の適用除外に

政令案のポイント

銀行等が行う学校法人向けシンジケートローンを金商法上の「みなし有価証券」から除外

貸付けのプロのみが行うものとして、以下の要件を満たす学校法人向けシンジケートローンを「みなし有価証券」から除外

- ✓ 法令の規定により貸付けを業として行うことができる者(銀行等)のみが行う貸付けであること、かつ、
- ✓ 銀行等以外への譲渡が禁止されていること